

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第百十五号

奈良県税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県税条例施行規則（昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の九第一号中「第二条第三項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、「第七号」を削り、同条第四号を削る。

第十九条の表中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四	条例附則第八条第六項に規定する減額の申請書並びに同条第七項において準用する条例第三十七条の第十四第二項に規定する徴収猶予の申請書及び条例附則第八条第七項において準用する条例第三十七条の十六第二項に規定する還付の申請書	第四十一号様式
----	--	---------

第二十五条第一項中第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 社会福祉法第二条第三項第二号の二に掲げる第二種社会福祉事業

五 児童福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業

第四十一号様式から第四十四号様式までを次のように改める。

第41号様式（第19条関係）

不動産取得税										減 額		徴収猶予		申請書	
										還 付					
年 月 日 奈良県 県税事務所長殿												申請者		住所(所在地)	
												氏名(名称)		(印)	
第6項 奈良県税条例附則第8条 第7項において準用する条例第37条の14第2項の規定により 第7項において準用する条例第37条の16第2項															
不動産取得税の										減 額		徴収猶予を申請します。		還 付	
改修工事 対象住宅	所 在 地				地番		家屋番号		床面積						
	構造及び種類				新築年月日		取得年月日		登記年月日						
改修工事に 要する費用	地方税法施行令附則第9条の3第1項第1号														
	イ	円		ロ	円		ハ	円		ニ	円				
	ホ	円		ヘ	円		ト	円		計	円				
改修 工事期間	工事開始年月日		年 月 日												
	工事終了年月日		年 月 日												
住宅性能向上改 修住宅の入居者	住所				左記入居者への譲渡価格			円							
	氏名				居住開始年月日			年 月 日							
地方税法施行令第37条の18第2項 の基準に適合する旨の証明年月日					年 月 日										
徴 収 猶 予 期 間			年 月 日から 年 月 日 まで												
減 額		申請金額	円												
徴収猶予															
還 付															
還付を受けよう とする場合	納付した税額		円												
	納付した年月日		年 月 日												
	納税通知書番号		第 号												
不動産取得税の申告	受付番号		第 号												
	年月日		年 月 日												

第42号様式から第44号様式まで 削除

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。